

第2節

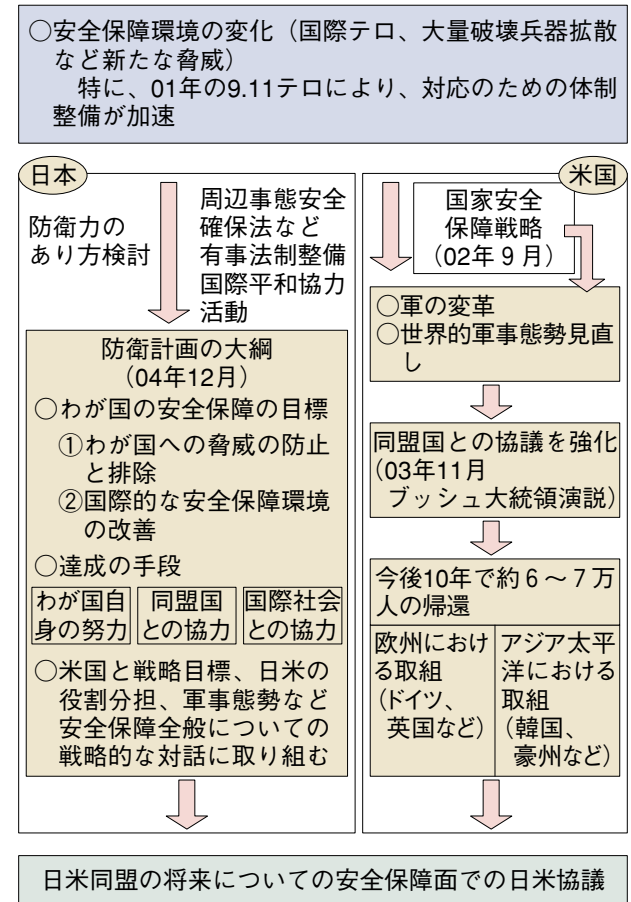
日米同盟の将来に関する 安全保障面での日米協議など

平和と安全を確保するためには、安全保障環境の変化に応じ、その手段を適切に発展させていくことが欠かせない。同盟国である米国との日米安保体制を基調とする協力関係についても、その実効性を確保するために、両国政府と国民が不断的な努力を行い、同盟関係をその時々々の安全保障環境の変化に応じて発展させていく必要がある。

日米両国は、図表Ⅲ-2-2-1に示すような事項を踏まえ、近年、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。この結果、06（平成18）年5月の兵力態勢の再編に関する合意など、日米同盟を将来に向けて強化する画期的な諸合意がなされ、現在、日米間の緊密な連携の下、それらの合意に基づく、各種の取組を着実に推進しているところである。

本節では、この日米協議の概要と経緯、在日米軍の再編などの具体的な内容および在日米軍の再編を促進するための取組などについて説明する。

図表Ⅲ-2-2-1 日米協議の背景



1 日米協議に関連する経緯

1 冷戦後の日米安全保障体制をめぐる動き

日米安保体制は冷戦期を通じて、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安全に寄与してきた。冷戦終結後の国際安全保障環境の変化を受けた日米間でのさまざまな対話の結果として、96（平成8）年4月の日米首脳会談（東京）では、21世紀に向けた両国の協力関係の方向性を示した「日米安全保障共同

宣言」が発表され、21世紀に向けた両国の協力関係の方向性が示された。

参照 > 資料33 (P348)

この宣言においては、日米の安全保障上の関係が、地域の安定と繁栄を維持するための基礎であり続けることが再確認され、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる具体的な分野での協力が示された。

これを踏まえ、日米両国は97（同9）年9月に新たな

「日米防衛協力のための指針」（「指針」）を策定し、各種の施策を講じた。これらにより、日米間の防衛協力はより一層効果的なものとなり、日米安保体制の信頼性が一層向上した。

参照 > 3節2 (P209)、資料40 (P360)

2 9.11テロ以降における動き

(1) 日米協議の経緯

01（平成13）年の9.11テロ以降、図表Ⅲ-2-2-1に示すように、国際テロ活動や大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威の台頭といった安全保障環境の変化に対応するための体制整備が日米両国で進められた。

日米両国は、02（同14）年12月の日米安全保障協議委員会¹（「2+2」会合）において、新たな安全保障環境への対応に際して、日米間で緊密な意見交換を行っていくことが重要であるとの認識の下、日米間の安全保障に関する協議を強化することを確認し、その後、事務レベルの協議を行ってきた。

これらの日米協議は、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なもの向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として行われてきた。わが国は、防衛大綱に示された考え方に基き、「抑止力の維持」と「地元負担の軽減」を基本的な方針とし、わが国の安全保障の問題として、主体的にこの協議に取り組んできた。

これは、日米同盟が常に強固であり続けるためには、日本の防衛とアジア太平洋地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性と実効性を向上させるとともに、確固たる両国国民の幅広い支持が必要との認識に基づいている。

こうした基本的考え方を踏まえ、これらの日米協議は、日米同盟の方向性について、日米両国の共通戦略目標の確認にはじまり、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討、そして両国の役割・任務・能力を踏まえた兵力態勢の再編（在日米軍の兵力構成の見直し）の検討というように包括的かつ段階的に整理を行い取り進められた。

○ 共通戦略目標（第1段階）の確認

地域および世界において、日米が防衛・安全保障面でその達成に向けて協力すべき戦略目標を特定するもので、05（同17）年2月の「2+2」会合の共同発表において確認された。また、同会合においては、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

参照 > 本節2 (P183)、資料34 (P349)

○ 日米の役割・任務・能力（第2段階）の検討

第1段階において特定された戦略目標を達成するため、日米、特に自衛隊および米軍の役割・任務・能力について、日米の安全保障・防衛政策の近年の発展、成果を踏まえ、検討を行った。

この検討は、兵力態勢の再編を行う前提として、自衛隊および米軍が十分な調整を行いながら、どのように協力すべきかについて明らかにするものであった。

その成果として、05（同17）年10月の「2+2」会合において、「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する共同文書が取りまとめられ、日米の役割・任務・能力の具体的な方向性などが示された。

参照 > 本節2 (P183)、資料35 (P350)

○ 兵力態勢の再編（在日米軍の兵力構成見直し）（第3段階）

第2段階における役割・任務・能力に関する検討を踏まえ、それらを具体化するために必要な在日米軍および関連する自衛隊の態勢について、検討を行った。

この在日米軍再編に関する検討は、「抑止力の維持」と「地元負担の軽減」を基本的な考え方として進められた。

この検討にあたっては、05（同17）年10月の「共同文書」において示された「指針となる考え方」（図表Ⅲ-2-2-2参照）および、在日米軍とこれに関連する自衛隊の部隊の態勢の再編についての具体的な方向性の設定などを踏まえ、06（同18）年5月の「2+2」会合において、「再編実施のための日米のロードマップ」（「ロードマップ」）という形で、最終的な取りまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

参照 > 本節2 (P186)、資料36~37 (P355)

1) 日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛大臣が、米国は、國務長官と国防長官が出席する。（3節1・図表Ⅲ-2-3-1（P206）参照）

なお、これら日米協議の全体像は、図表Ⅲ-2-2-3のとおりであり、協議は段階的な作業の節目毎に「2+2」会合における日米共同の文書の発表という形で透明性を確保しつつ、その内容を内外に明らかにして進められた。

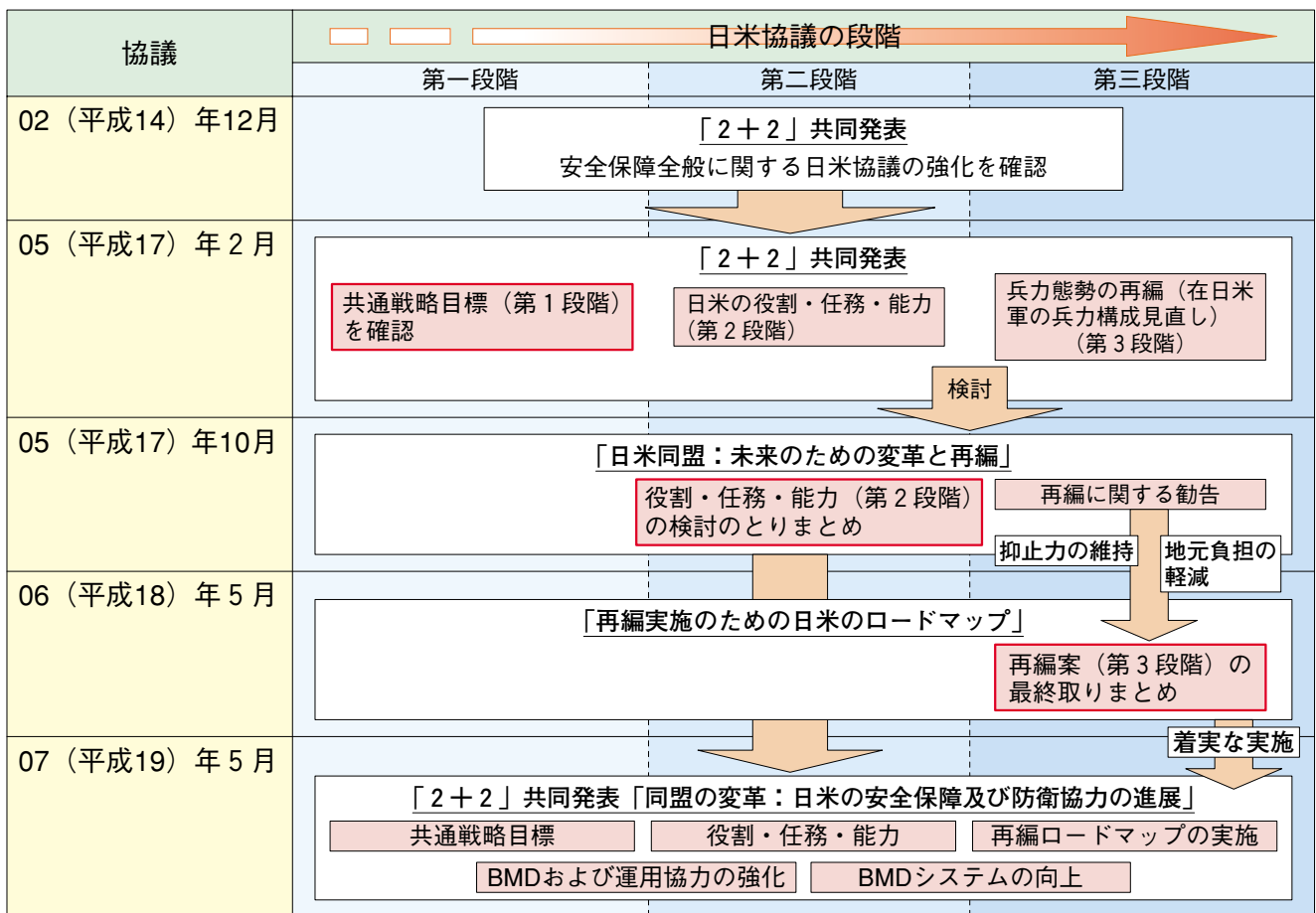
(2) 世界とアジアのための日米同盟

新たな安全保障環境への対応のための取組の一環として、03（同15）年の日米首脳会談において、日米両国は、グローバルな課題への取組について国際社会と協力しつつ連携を強化することなど「世界の中の日米同盟」を強化することとした。また、06（同18）年11月の日米首脳会談では、「世界とアジアのための日米同盟」との方針の下、日米関係をさらに強化しつつ、両国が国際社会の諸課題に立ち向かっていくことを確認した。

図表Ⅲ-2-2-2 指針となる考え方（概要）

- ① アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは地域の平和と安定に不可欠
- ② 再編および役割・任務・能力の調整を通じて能力は強化
- ③ 柔軟かつ即応性のある指揮・統制のため、司令部間の連携向上、相互運用性の向上
- ④ 定期的な訓練・演習、そのための施設・区域の確保。訓練分散により訓練機会の多様性の増大および地元負担軽減との付随的利益
- ⑤ 共同使用による二国間協力の実効性向上
- ⑥ 米軍施設・区域の収容能力→災害救援など緊急時における地元の必要性を満たす上で重要な能力を提供
- ⑦ 人口密集地域における再編の可能性に特別の注意
- ⑧ 軍民共同使用について適切な場合に運用上の所要と両立する形で検討

図表Ⅲ-2-2-3 日米協議の全体像



3 最近の動き

昨年5月の「2+2」会合においては、「ロードマップ」について、それまでの作業の進展が確認されるとともに、着実な実施の重要性が再確認された。

同年11月16日の福田総理とブッシュ大統領との日米首脳会談においても、在日米軍再編については、抑止力を維持し、地元負担軽減を図る形で、「ロードマップ」に従い着実に実施していくことで一致した。また、日米同盟の強化に関し、日米同盟が日米によるアジア外交の展開における要であること、日米がグローバルな諸課題に対処していく上で不可欠の役割を果たしていること、日米安保体制が日米同盟の基盤であり、この体制に基づく抑止力の一層の強化が重要であることについて、認識の一致があった。



ブッシュ大統領との首脳会談に臨む福田内閣総理大臣
(昨年11月)〔内閣広報室〕

2 日米協議のこれまでの成果

1 共通戦略目標（第1段階）

05（平成17）年2月の「2+2」会合の共同発表において確認された、日米両国が追求すべき共通戦略目標の概要は次のとおりである。

- 地域：日本の安全の確保／地域の平和と安定の強化、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮に関連する諸問題の平和的解決、中国の責任ある建設的役割を歓迎し協力関係を発展、台湾海峡を巡る問題の平和的解決、中国の軍事分野での透明性向上、ロシアの建設的関与、平和で安定し活力のある東南アジアの支援など
- 世界：国際社会での民主主義などの基本的価値推進、国際平和協力活動などにおける協力、大量破壊兵器およびその運搬手段の削減・不拡散、テロ防止・根絶、国連安保理の実効性向上など

また、昨年5月の「2+2」会合においては、これらの共通戦略目標へのコミットメントが再確認されるとともに、日米両国の利益を進展させるものとして以下の共通戦略目標（概要）が強調された。

- 六者会合を通じた朝鮮半島の非核化の達成
- 中国の責任ある国際的なステークホルダーとしての行動、軍事分野における透明性向上、表明した政策と

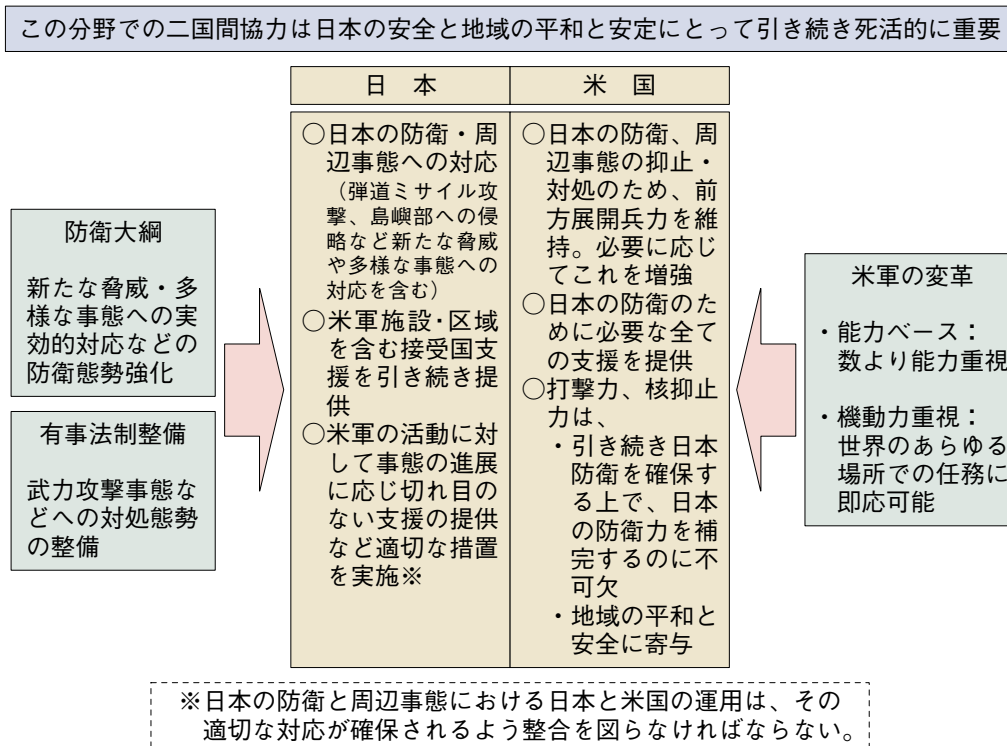
行動との間の一貫性の維持

- アジア太平洋経済協力（APEC）を卓越した地域経済フォーラムとして強化するための協力の増進
- 民主的価値、良き統治、法の支配、人権、基本的自由および統合された市場経済を促進するとの東南アジア諸国連合（ASEAN）の努力支援
- 安全保障および防衛の分野を含め、地域および世界における日本、米国および豪州の三国間協力のさらなる強化
- インドとのパートナーシップ強化
- アフガニスタンの経済復興および政治的安定の確保
- 統一された民主的なイラクの建設への貢献
- イランに国際原子力機関（IAEA）の要求を完全に遵守させることを目的とする国連安保理決議第1737号および第1747号の迅速かつ完全な実施
- より広範な日本とNATOとの協力の達成など

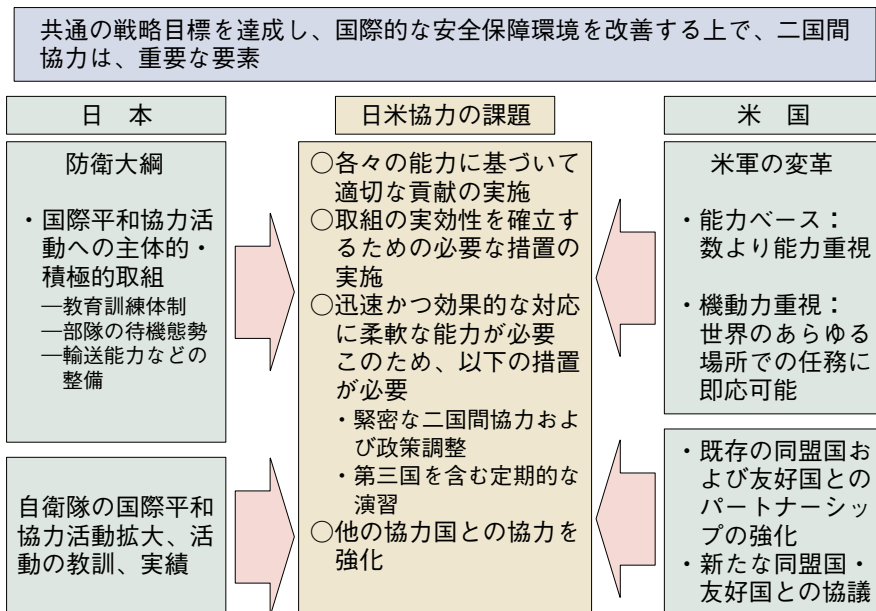
2 日米の役割・任務・能力（第2段階）

- (1) 役割・任務・能力についての基本的考え方
「新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛および周辺事態への対応」および「国際的な安全保障環

図表Ⅲ-2-2-4 新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛・周辺事態への対応における日米協力



図表Ⅲ-2-2-5 国際的な安全保障環境の改善のための取組における日米協力



境の改善」に関連する基本的考え方は、図表Ⅲ-2-24およびⅢ-2-25のとおりである。この2つの重点分野への対応の重要性の高まりを踏まえ、日米は、それぞれの防衛力を向上し、技術革新の成果を最大限に活用することとされた。

(2) 日米間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

あらゆる側面での日米協力強化の必要性について再確認し、さらなる向上のための鍵となるいくつかの個別分野を図表Ⅲ-2-26のとおり具体例として強調した。

これらは、可能な協力分野を包括的に列挙したものではなく、明記されていないほかの分野も引き続き重要である。

(3) 日米の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

新たな安全保障環境において多様な課題に対処するためには、日米間の安全保障・防衛協力の態勢を強化することが重要であり、そのために図表Ⅲ-2-27のとおり、平時からとり得る不可欠な措置を特定した。

(4) 日米の安全保障・防衛協力の強化・拡大

今後、「日米防衛協力のための指針」（「指針」）の下での日米協力、また、適切な場合には、現在「指針」で取り上げられていない追加的な分野における日米協力の実効性を強化し、改善するとした。

参照 > 3節2 (P209)

また、06（平成18）年5月の「2+2」会合においても、二国間の安全保障・防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性が強調されたほか、確固たる同盟関係を確保し、同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力のあり方を検討する重要性が強調された。

さらに、昨年5月の「2+2」共同発表においては、05（同17）年10月の「共同文書」に示された同盟の変革に沿った役割・任務・能力が確認されるとともに以下が強調された。

- 自衛隊による国際平和維持活動、国際緊急援助活動

図表Ⅲ-2-2-6 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

分野の例	
1	防空
2	弾道ミサイル防衛
3	拡散に対する安全保障構想（PSI）を含む拡散阻止活動
4	テロ対策
5	海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
6	捜索・救難活動
7	無人機（UAV）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報・監視・偵察（ISR）活動 <small>Intelligence, Surveillance and Reconnaissance</small>
8	人道救援活動
9	復興支援活動
10	平和維持活動および平和維持のための他国の取組の能力構築
11	在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
12	大量破壊兵器（WMD）の廃棄および除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応 <small>Weapons of Mass Destruction</small>
13	補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には相互の空中、海上における給油が含まれる。輸送協力には航空輸送および高速輸送艦（HSV）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。 <small>High Speed Vessel</small>
14	非戦闘員退避活動（NEO）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動 <small>Noncombatant Evacuation Operations</small>
15	港湾・空港、道路、水域・空域および周波数帯の使用

および周辺事態への対応の本来任務化

- 変化する安全保障環境を反映し、また、地域の危機において共に行動する自衛隊および米軍がより良い態勢をとるための、より具体的な計画検討作業の持続的な進展

図表Ⅲ-2-2-7 二国間の安全保障・防衛態勢を強化するための不可欠な措置

区 分	項 目	内 容
政府全体として取り組むべき措置	緊密かつ継続的な政策および運用面の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策および運用面の調整（注1）を行うことは、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠 ・「指針」の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの機能整理によるメカニズムの実効性向上
	計画検討作業の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・「指針」の下で行われているわが国に対する武力攻撃事態における共同作戦計画についての検討および周辺事態における相互協力計画についての検討を、安全保障環境の変化を十分に踏まえて継続 ・上記検討への有事法制（自衛隊と米軍による空港、港湾などの公共施設の緊急時における使用のための基盤強化）の反映 ・関連政府機関や地方当局との緊密な調整、空港・港湾の詳細な調査などの実施
	情報共有および情報協力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略レベルから部隊戦術レベルまでの情報共有および情報協力のあらゆる範囲での向上 ・関係当局との間の共有秘密情報を保護するための追加的措置
自衛隊と米軍との間で取り組むべき措置	自衛隊と米軍の相互運用性（注2）の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・相互運用性を維持・強化するための定期的な協議の維持 ・司令部間の接続性の強化
	日本および米国における訓練機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・共同訓練および演習の機会の拡大（日本における自衛隊および米軍の訓練施設・区域の相互使用の増大を含む。） ・自衛隊要員および部隊のグアム、アラスカ、ハワイおよび米本土における訓練の拡大
	自衛隊および米軍による施設の共同使用	（兵力態勢の再編において具体的に記述）
	弾道ミサイル防衛（BMD）	<ul style="list-style-type: none"> ・不断の情報収集、情報共有、高い即応性と相互運用性の維持 ・米軍は適切な場合、日本およびその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、その運用について調整

（注） 1 日米間では、政策面では、閣僚レベルの日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）、日米防衛首脳会談、防衛協力小委員会など、さまざまなレベルの関係者間で緊密な調整を行っており、運用面においても、「指針」に基づく包括的メカニズムと調整メカニズムといった枠組みがある。（3節（P212）参照）
 2 英語でいうインターオペラビリティとも呼ばれる。戦術、装備、後方支援、各種作業の実施要領などに関し、共通性、両用性を持つこと。

- 軍事情報包括保護協定（GSOMIA）としても知られる、General Security of Military Information Agreement 秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意¹
- 二国間の化学・生物・放射線・核（CBRN）防護作業部会Chemical, Biological, Radiological, Nuclearの設立
- 危機およびそれ以前における、政策、運用、情報および広報に係る方針を調整するための、柔軟な二国間の省間調整メカニズムの構築
- 相互運用性を強化し同盟の役割・任務・能力を推進させるための、二国間の共同訓練の実施

3 在日米軍などの兵力態勢の再編（第3段階）

（1）概要

在日米軍の兵力態勢再編は、アジア太平洋地域における抑止力となっている在日米軍の安定的なプレゼンスを

1) 昨年8月10日、日米間で署名を行い、締結された。
 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyotei_0708.html>

確保し、日米安保体制を基盤とする日米同盟を新たな安全保障環境に適応させ、わが国の平和とアジア太平洋地域における平和と安定を確固たるものにするためのものである。

これらの再編案の実施により、同盟関係における協力は新たな段階に入り、地域における同盟関係の能力強化につながる。また、今後実施される措置は、日米安保条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時に、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すものである。

この再編案の実施のための施設整備に要する建設費そのほかの費用は、「ロードマップ」において明示されない限り日本国政府が負担し、米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担するとされている。在日米軍の再編は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減と抑止力の維持に資する重要な課題であり、わが国が負担すべき経費の内容を精査した上で、適切に予算上の措置を講じることとされている。

その再編の概要は、図表Ⅲ-2-28およびⅢ-2-29のとおりであり、以下、その具体策および進捗状況について説明する。

(2) 沖縄における再編

沖縄には、現在、多くの在日米軍施設・区域が所在している。

特に、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）は、その高い機動性、即応能力により、わが国の防衛をはじめ、06（平成18）年5月のインドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の平和と安全の確保を含めた多様な役割を果たしている。

米国は、世界的な軍事態勢見直しの一環として、太平洋においても兵力構成を強化するための見直しを行っている。今後の安全保障環境において、事態の性質や場所に応じて、より柔軟かつ適切な対応を可能とするため、この地域における海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、これらの能力の適切な形での分配を行うとしている。この見直しにより、地域の諸国との安全保障協力の拡大が可能となり、安全保障環境が改善される。

この海兵隊の再編との関連で、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる総合的な措置が、次のとおり特定されている。

ア 普天間飛行場代替施設など

米海兵隊普天間飛行場は、在沖米海兵隊の航空能力に関し、

- ① ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
 - ② 空中給油機を運用する機能
 - ③ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能
- といった機能を果たしている。

一方で、同飛行場は市街地の中心にあって、地域の安全、騒音、交通などの問題から、地元住民より早期の返還が強く要望されてきた。このため、普天間飛行場の持つ機能について、それぞれ次の措置を講じ、同飛行場を返還する。

(ア) ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能

a SACO最終報告に基づく計画に関する状況

96（同8）年12月に取りまとめられた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO) 最終報告において、普天間飛行場については、5～7年の間に、十分な代替施設が完成した後、全面返還されることで合意された。

参照 > 本節4 (P204)

同報告以降の普天間飛行場代替施設（代替施設）に関する経緯は、図表Ⅲ-2-2-10のとおりであり、02（同14）年には代替施設の基本計画が決定され、04（同16）年には環境影響評価手続きを開始したが、工事着工に必要な手続きとして03（同15）年から実施してきた現地技術調査が必ずしも円滑に進まなかったこと、および代替施設建設に9年半が必要と見積もられたことから、普天間飛行場の移設・返還には、さらに十数年近くの長期間を要することが見込まれた。

さらに、04（同16）年8月の^{きのわん}宜野湾市における米軍ヘリ事故の発生もあり、同飛行場が市街地のただ中に所在することによる危険性の問題が顕在化し、早期移設・返還が必須であることが改めて強く認識された。

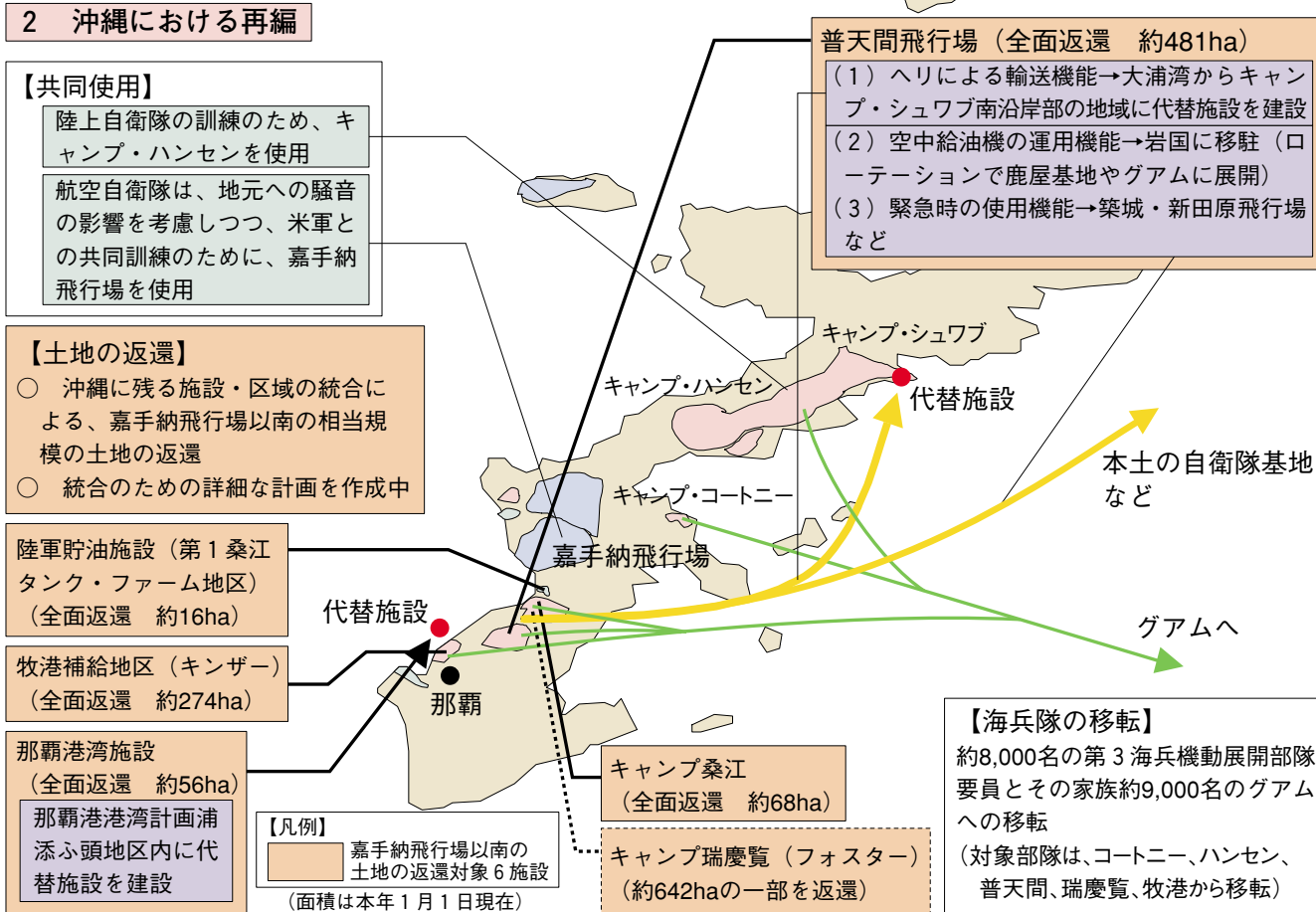
これらのことから、周辺住民の不安を解消するため、一

図表Ⅲ-2-2-8 在日米軍などの兵力態勢の再編

1 関東における再編



2 沖縄における再編



3 航空機の移駐など



(注) 将来の民間空港の施設の一部が岩国飛行場内におかれる。

図表Ⅲ-2-2-9 「ロードマップ」において示された再編に関する主なスケジュール

時 期	再編についての実施計画
06（平成18）年夏までに	空自車力分屯基地への米軍Xバンド・レーダー・システムの展開について所要の措置や施設改修
06（平成18）年10月までに	横田空域の返還空域の特定
06（平成18）年から	施設整備を必要としないキャンプ・ハンセンの共同使用
07（平成19）年3月までに	沖縄の施設・区域の統合のための計画作成
07（平成19）年度から	訓練移転の年間計画作成
08米会計年度（07.10-08.9）までに	在日米陸軍司令部（キャンプ座間）改編
08（平成20）年9月までに	横田空域の一部について管制業務の返還
09（平成21）年7月 またはその後の早い時期	空母艦載機着陸訓練の恒常的な施設を選定
09（平成21）年度（09.4-）	横田空域の全面返還の条件を含む包括的検討の完了
10（平成22）年度（10.4-）	空自航空総隊司令部・関連部隊、横田移転
12（平成24）年度（12.4-）までに	陸自中央即応集団司令部、キャンプ座間へ移転
14（平成26）年までに	普天間飛行場代替施設完成 在沖海兵隊の一部（第3海兵機動展開部隊要員・家族）グアム移転 米空母艦載機の厚木から岩国への移駐

※太字は実施済み

日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討を行ってきた。

b 代替施設に関する検討の考え方

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されており、実際の運用において、これらの機能が相互に連携し合うことが必要である。このため、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともしするほかの組織の近くに位置するよう、普天間飛行場の代替施設についても、沖縄県内に設ける必要があるとの認識に至り、その上で検討を行った。

なお、検討においては、近接する地域、軍要員の安全、地元への騒音の影響、藻場などの自然環境に対する影響、

平時・緊急時における運用上の所要などを含む複数の要素を考慮した。

c 代替施設の概要

このような認識の下、日米間で集中的に検討した結果として、05（同17）年10月の「共同文書」において、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾おおいうらの水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。

その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議を行った結果、06（同18）年4月、代替施設について、「共同文書」において承認された案を基本に、地元地方公共団体の要求する周辺地域の上空の飛行ルートを回避すべく、滑走路を2本設けることとし、①周辺住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性

図表Ⅲ-2-2-10 普天間代替施設に関する経緯

年月	経緯	備考
96(平成8)年4月 12月	橋本総理・モンテール米大使会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO 中間報告 SACO 最終報告 海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設	地元の受入表明、閣議決定まで(3年8か月)
99(平成11)年11月 12月	稲嶺沖縄県知事、移設候補地を名護辺野古沿岸域に決定した旨表明 岸本名護市長、受入表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) 「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設	
02(平成14)年7月	「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定	基本計画策定から環境影響評価手続き開始まで(1年9か月)
04(平成16)年4月 8月 9月	環境影響評価手続き開始(07(平成19)年廃止) 沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落 ボーリング調査の海上作業を開始	
05(平成17)年10月	「2+2」共同文書において新たな案で合意 大浦湾からキャンプ・シュワブ南沿岸部の地域にL字型に建設	
06(平成18)年4月 5月 8月	名護市および宜野座村との間で基本合意 代替施設の建設について、V字型の2本の滑走路からなる案で合意 「再編実施のための日米のロードマップ」において最終取りまとめ 防衛庁と沖縄県の間で基本確認書を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) 99(平成11)年の政府方針を廃止 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置	
07(平成19)年6月 8月	現況調査開始 環境影響評価手続き開始	
08(平成20)年3月	環境影響評価方法書に沿った調査開始	

に留意して建設することに、名護市、宜野座村との間で合意した。今後、防衛省と沖縄県、名護市、宜野座村および関係地方公共団体は、代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとした。

この合意を踏まえ、「ロードマップ」において、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとした。この施設においては、2本の滑走路がV字型に配置される。滑走路はそれぞれ1,600mの長さを有し、2つの100mのオーバーランを有する。各滑走路のある部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800mとなるとしている。

この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音および環境への影響という問題に対処するものであるとしている。

この代替施設は、SACO最終報告において示されたとおり、普天間飛行場に所在するヘリコプターのほかに、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有するものとなる。この施設からの戦闘機の運用は計画されていない。

さらに、代替施設をキャンプ・シュワブ区域内に設置するため、同区域内の施設および隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われることとしている。

この代替施設の工法は、原則として、埋立てとなり、14（同26）年までの完成が目標とされる。代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施されることとしている。

（図表Ⅲ-2-2-11 参照）

このように新たに合意された代替施設は、陸上部分をベースに工事を行うことができ、より早期かつ着実に建設することが可能であり、一日も早い移設の実現を可能とするものである。また、海上に設置する部分を少なくするなど、環境への影響にも極力配慮するものである。

この代替施設の建設について、06（同18）年5月、沖縄県知事と防衛庁長官（当時）との間で、「政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性-

に留意して、対応することに合意する。」ことなどを盛り込んだ「基本確認書」を取り交わした。

d 地元との調整状況

政府は、06（同18）年5月30日の閣議決定において、同年5月1日の「2+2」会合で承認された案を基本として、政府、沖縄県および関係地方公共団体の立場や普天間飛行場の移設に係る経緯を踏まえて進めることとし、早急に建設計画を策定することとした。さらに、具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策および地域振興については、沖縄県および関係地方公共団体と協議機関を設置して対応することとしている²。

これを受けて、同年8月以降、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会³」が累次行われている。

図表Ⅲ-2-2-11 普天間代替施設の概念図



2) これに伴い、建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」としていた従来の閣議決定は廃止することとされた。（資料38（P357）参照）
 3) 構成員は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄および北方対策）、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、金武（きん）町長および東（ひがし）村長

(協議会開催状況)

- 第1回会合 (06 (平成18)年8月29日)
- 第2回会合 (06 (同18)年12月25日)
- 第3回会合 (07 (同19)年1月19日)
- 第4回会合 (07 (同19)年11月7日)
- 第5回会合 (07 (同19)年12月12日)
- 第6回会合 (08 (同20)年2月7日)
- 第7回会合 (08 (同20)年4月9日)

e 環境影響評価の実施状況

環境影響評価については、昨年8月7日、沖縄県知事などに環境影響評価方法書(方法書)を送付し、公告・縦覧の手続きを経て、同年10月22日、方法書に対する住民などからの意見の概要を沖縄県知事などに送付した。その後、沖縄県より、昨年12月21日および本年1月21日に方法書に対する県知事意見が提出された。この意見などを踏まえ、同年2月5日、沖縄県に対して、方法書に対する追加・修正資料を提出し、さらに、同年3月14日、この資料の修正版を沖縄県知事などに送付し、同年3月15日から方法書に沿った調査を開始した。

(イ) 空中給油機を運用する機能

普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130(12機)については、「ロードマップ」においてSACO最終報告と同様、岩国飛行場に移駐することとなっている。KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで鹿屋基地およびグアムに展開することとなっており、鹿屋基地での訓練および運用について、日米間で協議中である。

(ウ) 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における空自新田原基地(宮崎県)および築城基地(福岡県)の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において、日米の共同訓練を拡大する

としているが、整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、代替施設では確保されない、長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

(工) 普天間飛行場の危険性除去に向けた取組

昨年8月10日、防衛省は、普天間飛行場の危険性の除去に向けた取組策として、①住宅高密度区域を極力避けるなどの離着陸経路の改善、②クリアーゾーンの拡充など、エンジントラブルの際、同飛行場の場周経路から安全に帰還するための施策、③夜間に滑走路を見えやすくするための施設の改善、④目視から自動への航空管制システムの改善などの諸施策を発表し、その着実な実施を図っているところである。

このような中、本年2月19日、夜間に滑走路を見えやすくするための施設の改善およびクリアーゾーンの拡充について日本政府が実施することを、日米合同委員会で合意したところである。

イ 兵力の削減とグアムへの移転

アジア太平洋地域における米海兵隊の能力の再編に関連し、現在沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の要員はグアムに移転⁴され、また、残りの在沖米海兵隊部隊は、再編される。この沖縄における再編により、約8,000名のⅢMEF要員とその家族約9,000名が部隊の一体性を維持するような形で14(同26)年までに沖縄からグアムに移転され、沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援および基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成されることになっている。

グアムへの移転経費については、日米双方が応分の分担を行うとの観点から米国との協議を行い、06(同18)年

4) 移転する部隊は、ⅢMEFの指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部および第12海兵連隊司令部を含む。対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧(すげらん)および牧港(まさみな)補給地区といった施設から移転する。

4月に行われた日米防衛首脳会談において、移転にともなう施設・インフラ整備に係る経費について、図表Ⅲ-2-2-14のとおり分担することで合意に至った。

参照 > 本節3 (P199)

ウ 土地の返還および施設の共同使用

(ア) 嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還

嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域に、在日米軍施設・区域が所在しており、その合計は約1,500haである。前述の普天間飛行場の移設・返還およびグアムへのⅢMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

「ロードマップ」では、6つの候補施設(キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム)について、統合のための詳細な計画を作成するとしており、現在、日米間で協議中である。

(図表Ⅲ-2-28 参照)

(イ) SACO最終報告の着実な実施

96(同8)年のSACO最終報告は、在日米軍の能力および即応態勢を十分維持しつつ、沖縄県民に対する米軍活動の影響を軽減するものであり、その着実な実施は重要である。一方、SACOによる移設・返還計画については、「ロードマップ」により、再評価が必要となる可能性があるとされた。

(ウ) 沖縄における在日米軍施設・区域の共同使用

沖縄における自衛隊施設は、那覇基地をはじめ限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊部隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保により資するものもある。

このような考えの下、キャンプ・ハンセンは、陸自の訓練に使用することとされ、本年3月から訓練が開始されている。また、空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用することとしている。

エ 再編間の関係

「ロードマップ」においては、全体的な再編パッケージの中で、沖縄に関連する再編は、相互に結びついており、特に、嘉手納飛行場以南の統合および土地の返還は、ⅢMEF要員およびその家族の沖縄からグアムへの移転にかかっている。また、沖縄からグアムへのⅢMEFの移転は、①普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、②グアムにおける所要の施設およびインフラ整備のための日本の資金的貢献にかかっているとされている。

(3) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間(神奈川県)に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部に改編されることとされ、昨年12月19日に第1軍団(前方)・在日米陸軍司令部⁵として発足した。この改編は、米軍全体の変革の中における、米陸軍の世界的な改編を踏まえたものでもあるが、改編後の在日米陸軍司令部は、引き続き「日本国の防衛および極東の平和と安全の維持」を中核的任務とするものである。

また、各種事態への迅速な対応のため、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を12(同24)年度までにキャンプ座間に移転し、改編された在日米陸軍司令部との連携強化を図ることとしている。

この改編に伴い、相模総合補給廠(神奈川県)内に戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設される。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられる。

5) 米側によれば、本年9月末の段階でその要員は約90名になり、同月以降の要員計画等については検討中とのことである。

(4) 横田飛行場および空域

ア 共同統合運用調整所⁶の設置

司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点から極めて重要である。さらに、横田飛行場（東京都）に所在する在日米軍司令部は、「指針」の下の各種メカニズム⁷においても、重要な位置を占めている。これらを踏まえ、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、共同統合運用調整所を設置することとし、10（同22）年度を目標として、その施設およびインフラの整備を完了し、運用を開始する予定である。



横田ラプコン施設における米空軍管制官と併置された空自管制官

イ 空自航空総隊司令部の移転

府中（東京都）に所在する空自航空総隊司令部は、わが国の防空を任務とするほか、今後BMDにおける司令部機能も保持する予定である。防空およびBMDにおいては、対処可能時間が短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、同司令部を関連部隊とともに、10（同22）年度を目標に、米第5空軍司令部の所在する横田飛行場に移転することとしている⁸。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空およびBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携を強化する。

ウ 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、その空域の避航を余儀なくされる民間航空機の運航を円滑化するため、次の措置が追求される。

- (ア) 空域通過の手続きに関する情報提供プログラムを06（同18）年度に立ち上げ
- (イ) 空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する手

続きを06（同18）年度に作成

(ウ) 空域の一部について、返還空域を06（同18）年10月までに特定の上、08（同20）年9月までに管制業務を日本に返還

(工) 横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討⁹を09（同21）年度に完了

これを受けて、06（同18）年9月より上記（イ）の措置が開始されるとともに、同年10月には、①08（同20）年9月までに日本側に返還される空域の特定、②横田ラプコン（RAPCON）施設への自衛隊管制官の併置について、Radar Approach Control日米合同委員会の下の民間航空分科委員会で協議され、日米合同委員会の承認を経て日米両政府で合意に達した。上記①の措置が実施されれば、横田空域のうち、羽田空港西側に隣接する部分は約40%が削減されることとなる。また、昨年5月から、上記②について、空自管制官の併置が開始されている。

なお、管制官併置の経験から得られる教訓は、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討に際し考慮される。

（図表Ⅲ-2-2-12 参照）

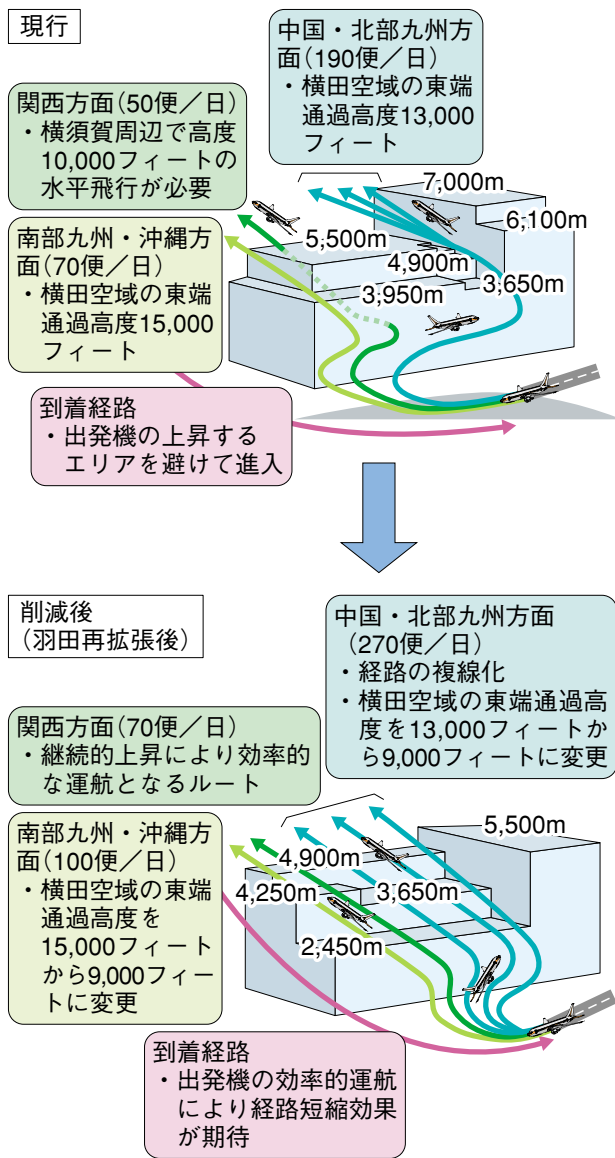
6) 共同統合運用調整所は、防空およびBMDに関し、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

7) 3節2（P212）参照

8) 昨年7月、同司令部庁舎等の用地の共同使用について日米合同委員会合意。

9) この検討は、日本における空域の使用に関する民間および軍事上の将来のあり方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として行われる。

図表Ⅲ-2-2-12 横田空域



工 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（同15）年5月の日米首脳会談において、その実現の可能性について、日米両国政府共同で検討していくこととなった。これを受け、政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛庁（当時）、防衛施設庁（当時））と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

また、日米両国政府は、共用化により横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識の下、06（同18）年10月以降、スタディ・グループにおいて具体的な条件や態様に関する検討を実施してきたところであるが¹⁰、今後の更なる調整およびその検討結果を踏まえ、日米両国政府で協議の上、適切な決定を行うこととしている。

(5) 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐など

ア 米空母展開の意義

米国の太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海上交通の安全を含む地域の平和と安定にとり、重要な役割を果たしている。米空母は、その能力の中核となる役割を果たしており、現在米空母キティホークが、この地域に展開し、横須賀（神奈川県）にも寄港してきた。空母およびその艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保するため、わが国においてその拠点が確保される必要がある。

本年度に予定されている空母キティホークから、原子力空母ジョージ・ワシントンへの交替に向け、06（同18）年6月、その安全な航行を確保するため、日本政府が横須賀海軍施設の提供水域内における浚渫工事を実施することについて、日米間で合意され、工事を実施した。

イ 空母艦載機の拠点

空母艦載機については、空母の横須賀展開時の拠点として、厚木飛行場（神奈川県）が現在利用されているが、厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっていた。

今後、日米安保体制とその下での空母の運用を安定的に維持していくためには、これらの問題を早期に解決することが必要である。

また、岩国飛行場については、滑走路移設事業終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

10) 「ロードマップ」において、本スタディ・グループによる検討は、開始から12か月以内に終了することとなっている。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2CおよびC-2機（計59機）から構成され、①必要な施設が完成し、②訓練空域および岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、14（同26）年までに完了する。

この移駐にともない、岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、岩国飛行場の海自EP-3機などの厚木移駐、普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130機の海自鹿屋基地およびグアムへの定期的なローテーションでの展開、岩国飛行場の海兵隊CH-53Dヘリのグアム移転などの関連措置がとられる。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が、現状の約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。また、滑走路の沖合移設により、離着陸経路が海上に設定されることとなり、安全性も今以上に確保される。

（図表Ⅲ-2-28 参照）

空母艦載機着陸訓練については、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設を09（同21）年7月またはその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。なお、「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を実施する旨確認された。

ウ 岩国飛行場民間空港再開

山口県や岩国市などの地元地方公共団体などが一体となって民間空港再開を要望していることにかんがみ、同飛行場の民間空港再開と米軍の運用との関連などについて問題点などを整理し、その可能性を検討するため、日米合同委員会の枠組みを活用して協議を行ってきた。その結果、05（同17）年10月、同委員会において、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることについて合意された。

その後、在日米軍再編に関する協議の中で取り扱われ、「ロードマップ」において「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされたことから、日米間で調整したところ、米側が作成する同飛行場の施設整備のマスタープランにおいて民間空港施設の位置が示され、昨年5月、防衛省から地元地方公共団体に説明を行ったところである。

(6) 弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDに関しては、役割・任務・能力に関する検討でも確認されたように、日米双方が、それぞれのBMD能力の向上に応じて、緊密な連携を継続することとされた。

06（同18）年6月、弾道ミサイルに関する高い探知・追尾能力を持つ新たな米軍のBMD用移動式レーダー（AN/TPY-2：いわゆる「Xバンド・レーダー」）・システムが、空自軍力分屯基地（青森県）に配備され、運用が開始された¹¹。このレーダーにより得られるデータは日米で共有され、これによりわが国に飛来するミサイルを迎撃する能力や国民保護、被害対処のための能力が向上する。

また、同年10月、米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛行場および嘉手納弾薬庫地区に配備されたほか、同年8月以降順次、西太平洋地域に前方展開しているイージス艦にBMD能力が付与されている。

このように米軍のミサイル防衛能力がわが国に配備されることは、弾道ミサイル攻撃に対する防御能力が向上し、在日米軍の抑止力も維持され、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

(7) 訓練移転

訓練の移転については、当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場（青森県）および岩国飛行場の3つの在日米軍施設からの航空機が、千歳（北海道）、三沢、百里（茨城県）、小松（石川県）、築城および新田原といった自衛隊施設における移転訓練に参加することとしている。

昨年3月以降、米軍の三沢、岩国、嘉手納飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原基地への訓練移転を行っている。

11) レーダーは、その後、隣接する米軍軍力通信所に移設された。



空自百里基地へ訓練移転中の米軍F-16戦闘機

また、日本政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラの改善を実施している。

なお、訓練移転の実施にあたっては、航空自衛隊と協力して米軍を支援するとともに、訓練期間における周辺住民の安心、安全を図るため、関係地方防衛局が現地連絡本部を設置し、関係行政機関との連絡および周辺住民への対応にあたるなど、訓練移転の円滑な実施に努めているところである。

3 在日米軍の再編を促進するための取組

前述した「ロードマップ」は、日米安保体制を一層実効性のあるものにし、抑止力を維持しつつ、長年の懸案である在日米軍施設・区域などが所在する地元の負担を軽減するものであり、06（平成18）年5月に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に基づき、確実に実施することが重要である。

参照 > 資料38（P357）

これを受け、昨年5月、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（再編特措法）が成立し、同年8月29日に施行された。この法律の概要などは次のとおりである。

1 再編特措法とその概要

(1) 地元市町村に対する新たな交付金（再編交付金）の制度化

再編交付金は、在日米軍の再編を実施する上での負担を受け入れる地元市町村の、わが国の平和と安全への貢献に国として応え、もって在日米軍の再編を円滑に実施するために必要な施策である。

この再編交付金は、従来から実施してきた基地周辺対策¹とは異なる目的で交付されるものであり、再編を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村²の住民生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業³に係る経費に充てるため交付される。

再編交付金は、防衛大臣による防衛施設およびその周辺市町村の指定の後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて、当該市町村に交付され、これにより、在日米軍の再編を円滑かつ確実に実施するという政策目的に適った仕組みとしている。

(2) 公共事業に関する補助率の特例などの設定

再編にとまない負担の増加する市町村の中で、多数の航空機を保有する部隊が移駐してくることなど、特に負担の著しい市町村においては、大規模な部隊の移駐の影響により、道路や港湾の整備といった公共事業を速やかに実施する必要が生じることがあり得るため、そうした事業に対する補助率の特例などを設けることにより、再編の円滑な実施に寄与することとした。また、こうした

1) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて従来から実施してきている障害の防止・軽減などの施策

2) 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱う。

3) 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第二条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

事業は、国や都道府県の事業として行われたり、市町村の区域に限定されないことがあり、前述の再編交付金によっては、実施できないことが考えられるため、特に負担の著しい市町村およびその隣接市町村⁴からなる地域（再編関連振興特別地域）の振興を図るため、特別の措置を定めている。

（図表Ⅲ-2-2-13 参照）

その地域振興の仕組みについては、次のとおりである。

- 防衛省に防衛大臣を議長とする関係閣僚からなる会議（駐留軍等再編関連振興会議⁵）を設置
- 都道府県知事による、防衛大臣に対する、再編関連特別地域の指定の申出、道路・港湾などの公共事業を含む振興計画（再編関連振興特別地域整備計画）案の提出
- 当該申出に基づく、同会議における再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画の決定に関する審議⁶

（3）国際協力銀行の業務に関する特例などの措置

ア グラム移転経費の分担

在沖米海兵隊の県外への移転は、これまで沖縄県民が強く要望してきたものであり、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担の軽減につながるこの移転を早期に実現することが重要である。

このため、わが国から米側に主体的・積極的に働きかけて交渉した結果、グラム移転経費の日米双方の分担について合意に至ったものである。グラムにおいて必要となる施設・インフラの整備を米国のみが行った場合、非常に長期間を要することが予想されるため、わが国は、海兵隊の司令部庁舎、隊舎や家族住宅、インフラなどの整備を支援することとした。その際、わが国は、米国が主張していたような総額に占める割合ではなく、移転にかかわる施設・インフラの所要に基づき経費を分担することとした。

図表Ⅲ-2-2-13
公共事業に関する補助率の特例（事例）

事業名 ^(注1)	通常の補助率	補助率の特例	
		本土	沖縄
道路	1/2	5.5/10	沖縄振興特措法の定める割合 (9.5/10等)
港湾	1/2 (4/10) ^(注2)	5.5/10 (4.5/10) ^(注2)	
漁港	1/2	5.5/10	

（注）1 この他、水道、下水道、土地改良事業、義務教育施設が、特例の対象となる。
2 括弧内は、港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良の補助率の例を示す。

また、わが国の財政支出をできる限り少なくするため、海兵隊員の家族住宅およびインフラの整備には、民間活力を導入し、出資や融資などにより措置することとした。この事業資金は、米側が支払う家賃や利用料金により将来回収されることになる。

グラム移転経費の分担額は、検討段階の米側の見積りをもとに合意している概算額であるため、具体的な事業スキームや所要経費の積算の細部について、わが国が主体的に精査していくことが必要不可欠である。このため、予算措置については、引き続き、国際協力銀行も交えて十分な検討を行い、さらに所要経費を縮小するための努力を行った上で実施することとしている。

（図表Ⅲ-2-2-14 参照）

イ 国際協力銀行の特例業務の内容

海外での長期間にわたる民活事業を適切かつ安定的に実施するためには、この分野に専門的な知見・経験を有する国際協力銀行の活用が必要である。

このため、再編特措法において、国際協力銀行の業務の特例として、駐留軍再編促進金融業務を追加し、在沖米海兵隊のグラム移転を促進するために必要な事業に係

4) 隣接市町村については、自然的経済的社会的条件からみて、特に負担の著しい市町村と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限ることとしている。
5) 議長：防衛大臣、議員：内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣および特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者
6) 駐留軍等再編関連振興会議において審議し、決定された振興計画に基づく公共事業のうち、道路、港湾、漁港、水道、下水道、土地改良、義務教育施設の整備の7事業で、米軍再編による地域社会への影響の内容および程度を考慮して速やかに実施することが必要なものについては、国の負担または補助の割合を通常よりも高く設定する。

る資金の出資、貸付けなどの業務を行うことができることとした。また、当該業務に対する政府による財政上の措置の特例を定めることとしたものである。

(図表Ⅲ-2-2-15 参照)

(4) 駐留軍等労働者に対する措置

米軍再編に当たっては、防衛施設の返還、在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われることから、駐留軍等労働者の雇用状況にも影響が生じ得る。

このため、駐留軍等労働者に対し、雇用の継続に資するよう、技能教育訓練などの措置を講ずることとしたものである。

(5) 法律の期限

- 10年間の時限立法とする。
- ただし、国際協力銀行の業務に関する特例などの措置については、当該期限に関わらず、当分の間、なお効力を有するものとする。

2 再編特措法に基づく措置

再編特措法に基づき、昨年10月に再編関連特定防衛施設および再編関連特定周辺市町村として、14防衛施設、33市町村を指定、同年11月に、キャンプ・ハンセン関連3市町村を、本年3月に岩国市、名護市および宜野座村を追加指定し、再編交付金の交付対象とした。

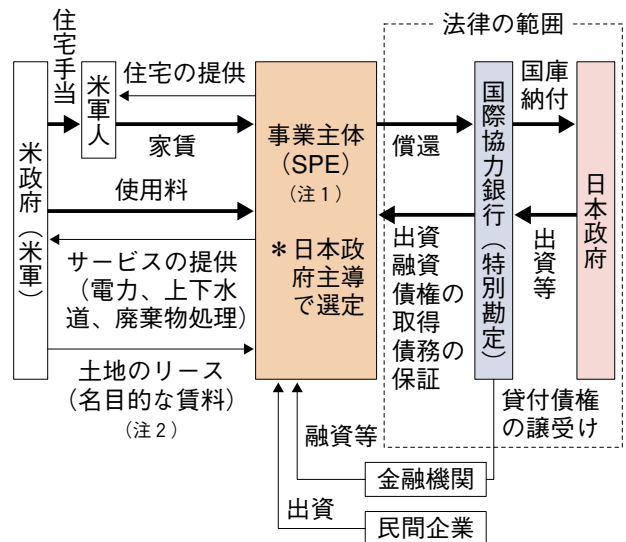
図表Ⅲ-2-2-14 グアム移転経費の内訳

事業内容		財源	金額
日本側の分担	司令部庁舎、教場、隊舎、学校などの生活関連施設	財政支出(真水)	28.0億ドル(上限)
	家族住宅	出資	15.0億ドル
		融資等	6.3億ドル
		効率化	4.2億ドル
計		25.5億ドル	
日本側の分担	インフラ(電力、上下水道、廃棄物処理)	融資等	7.4億ドル
	計		60.9億ドル
	米国側の分担	ヘリ発着場、通信施設、訓練支援施設、整備補給施設、燃料・弾薬保管施設などの基地施設	財政支出(真水)
道路(高規格道路)		融資または財政支出(真水)	10.0億ドル
計			41.8億ドル
総額			102.7億ドル

- (注) 1 金額やスキームについては、今後変更があり得る。
 2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。経費については、今後、さらに事務的に精査される。このため、財政支出(真水)は上限としている。
 3 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。
 4 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。
 5 沖縄からグアムへの海兵隊移動経費やグアムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。

図表Ⅲ-2-2-15

グアムにおける民活事業(事業全体の概念図)



- (注) 1 SPE : Special Purpose Entity
 2 米国の住宅民営化事業では1ドルと説明を受けている。

4 在日米軍施設・区域に関する諸施策

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保は、日米安保条約の目的達成のため必要であり、政府は、従来から、これら施設・区域の安定的使用と周辺地域社会の要望との調和を図るための施策などを行っている。

1 沖縄を除くわが国に所在する在日米軍施設・区域

(1) 岩国飛行場滑走路移設事業

政府は、地元岩国市などの要望を受け、同飛行場の運用や安全、騒音をめぐる問題を解決し、その安定的使用を図るため、滑走路を東側（沖合）へ1,000m程度移設する事業を進めているところである。

参照 > 本節2 (P196)



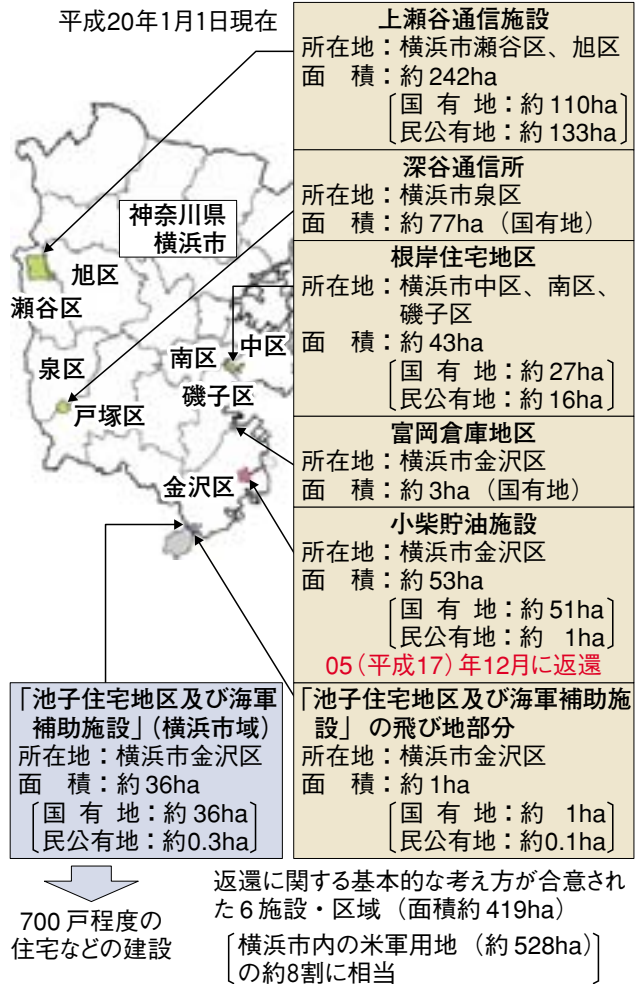
滑走路移設工事の進む岩国飛行場

(2) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県における在日米軍施設・区域については、関係地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間でそのあり方を協議した結果、横浜市内に所在する上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還に関する基本的な考え方と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での700戸程度の米軍家族住宅などの建設について04（平成16）年10月、日米合同委員会において合意された。

図表Ⅲ-2-2-16

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関連する施設・区域



この米軍家族住宅などの建設については、①同県における6か所の在日米軍施設・区域約419haに及ぶ大規模な返還に道を開き、②在日米海軍の当面の住宅不足を解消し、日米安全保障条約の目的達成のため必要不可欠なものであることから、防衛省としては、米側および関係地方公共団体などとの間で調整を行いつつ、設計および環境影響評価手続きなどを経て、その実現に向け鋭意努力している。

（図表Ⅲ-2-2-16 参照）

図表Ⅲ-2-2-17 SACO 最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

1. 返還済のもの

施設名(事案名)	進捗状況
あは 安波訓練場 [全面]	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年12月、全面返還（共同使用の解除）
そへ 楚辺通信所 [全面]	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成18年3月、駐留軍用地特措法適用土地の返還について日米合同委員会合意 平成18年6月、駐留軍用地特措法適用土地（約236m²）返還 平成18年12月、残余部分（約53ha）返還〔楚辺通信所全面返還（約53ha）〕
よみたん 読谷補助飛行場 [全面]	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意 平成18年5月、一部返還について日米合同委員会合意 平成18年7月、一部返還（約138ha） 平成18年12月、残余部分（約53ha）返還〔読谷補助飛行場全面返還（約191ha）〕
せなは 瀬名波通信施設 [大部分]	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年3月、アンテナ施設等を含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 平成18年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） 平成18年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 現在事案処理が進行中のもの

施設名(事案名)	進捗状況
北部訓練場 [過半]	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 平成10年12月～平成12年3月、環境調査（過年度調査） 平成14年11月～平成16年3月、環境調査（継続環境調査） 平成18年2月、平成11年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 平成18年2月～8月、環境影響評価図書案の公表・閲覧及び沖縄県知事からの意見受理 平成18年12月～平成19年3月、環境影響評価図書についての沖縄県知事からの意見受理および同評価図書の公表・閲覧 平成19年3月、ヘリコプター着陸帯（6か所のうち3か所）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成19年7月、ヘリコプター着陸帯Ⅰ期工事（6か所のうち3か所）着手 平成20年1月、ヘリコプター着陸帯（Ⅱ期工事：残り3か所）の建設実施について日米合同委員会合意
ギンバル訓練場 [全面]	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月、金武町長がヘリコプター着陸帯の金武ブルー・ビーチ訓練場への移設受入を表明 平成20年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意

3. 再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記されたもの

施設名(事案名)	進捗状況
ふてんま 普天間飛行場 [全面]→[全面]※	<p>図表Ⅲ-2-2-10（P191）「普天間代替施設に関する経緯」参照</p> <p>※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、V字型に2本の滑走路を配置する普天間飛行場代替施設を2014年までを目標に完成させる旨示される</p>
くわえ キャンプ桑江 [大部分]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年7月、青少年センター提供 平成15年3月、北側部分（約38ha）返還 平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 <p>※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年2月、開閉所およびヘリコプター着陸帯（海軍病院の附帯施設）の建設の実施について日米合同委員会合意

まきみなど 牧港補給地区 [部分]→[全面]※	※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
那覇港湾施設 [全面]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置 平成15年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認 平成15年7月、平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置および形状について修正合意 平成19年12月、日米合同委員会において、追加的な集積場を含む那覇港湾施設代替施設の位置および形状などについて修正合意 現在、「那覇港湾施設移設に関する協議会」などにおいて協議中 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 [部分]→[部分]※	第一段階 ゴルフレンジ地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 平成14年7月、高層住宅2棟提供 平成18年7月、アンダーバス提供 第二段階 サダ地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> 平成14年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等の提供 第三段階 北谷東地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 平成20年6月、低層住宅35棟等提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 現在、一部工事を実施中 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還を目指すことが示される

【訓練および運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練	・平成9年度、本土の5演習場に移転済み
パラシュート降下 訓練	・平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済のもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・平成12年7月、提供済み

2. 現在事案処理が進行中のもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月、洗機施設の移転・整備について、日米合同委員会合意 平成19年1月、洗機施設の建設の実施について日米合同委員会合意 現在、海軍駐機場の移転先における施設整備に係る基本検討などを実施中

3. 再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記されたもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐※	※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、KC-130飛行隊、司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空隊は、訓練および運用のため、海上自衛隊鹿屋基地およびグアムに定期的にローテーションで展開する旨示される

また、05（同17）年12月、当該6施設・区域のうち、小柴貯油施設の陸地部分全域などが返還され、防衛省としては、残る5施設・区域についても、跡地利用に関する関係地方公共団体の要望などを聴きながら、早期返還を米側に要請していく考えである。

2 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

本年1月現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の面積の約74%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。沖縄における在日米軍施設・区域の集中に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府をあげて取り組んでいる。防衛省も、従来から、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りつつ、問題解決のためさまざまな施策を行い、最大限の努力をしてきている。

中でも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）最終報告の内容を着実に実現することが、沖縄県民の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実現に向けて努力を続けている。

参照 > 本節2 (P187)

(1) SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

72（昭和47）年、沖縄の復帰にともない、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展に制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に行ってきた。72（同47）年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項を踏まえ、73（同48）年、74（同49）年、76（同51）年の日米安全保障協議委員会（SCC）において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90（平成2）年、いわゆる23事案については、返還に向けて必要な調整・手続きを進める

ことを、日米合同委員会で合意した。一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、^{よみたん}県道104号線越え実弾射撃訓練の移転）についても、95（同7）年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

参照 > 資料42 (P366)

(2) SACO設置などの経緯

95（同7）年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、同年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した。

その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96（同8）年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

(3) SACO最終報告の概要および進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還（普天間飛行場など計6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還）、訓練や運用の方法の調整（県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など）、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km²）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

SACO最終報告の関連施設・区域および主な進捗状況については、図表Ⅲ-2-2-17および図表Ⅲ-2-2-18のとおりである。

以上のような取組の結果、沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積は、図表Ⅲ-2-2-19のとおり推移

している。

防衛省では、今後とも、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていく。

(4) 駐留軍用地跡地利用への取組

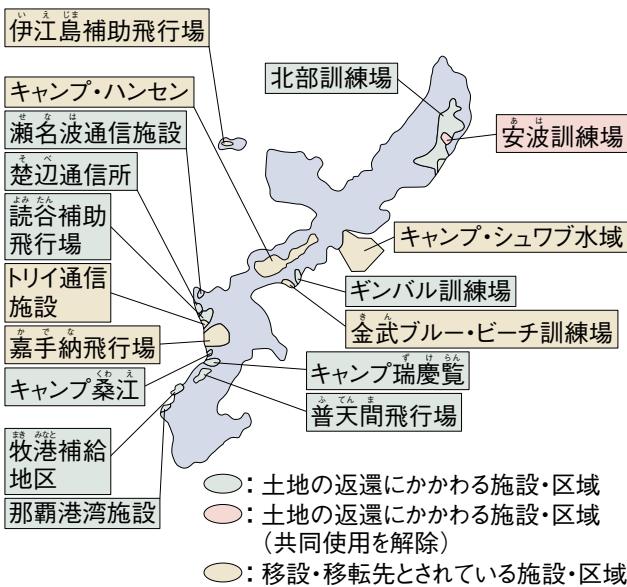
防衛省は、駐留軍用地の返還にあたり、従来から、建物、工作物の撤去などの原状回復措置や駐留軍用地返還特措法に基づき、跡地の所有者などに対する給付金の支給などの措置を行ってきた。また、沖縄振興特別措置法(02(同14)年施行)に基づき、大規模跡地または特定跡

地に指定された跡地の所有者などに対し給付金を支給することとなっている。

また、01(同13)年12月に取りまとめられた「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」などを踏まえ、関係市町村において跡地利用計画の策定に向けた取組がなされており、06(同18)年2月には沖縄県、宜野湾市において、普天間飛行場跡地利用基本方針が策定された。

防衛省としては、今後とも、関係府省および県や市町村と連携・協力して、跡地利用の促進と円滑化などに取り組んでいくこととしている。

図表Ⅲ-2-2-18
SACO最終報告関連施設・区域



図表Ⅲ-2-2-19
沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数および面積の推移

